APEX CLUB

'07/11

第24号

アペックス産業株式会社

『APEX CLUB』
発　行　2007年11月1日(通算24号)
発行所　アペックス産業㈱「APEX CLUB」編集委員会
〒105-0014　東京都港区芝2-23-4
電話 03-3455-6474　FAX 03-3455-6558
ホームページ http://www.apex-sangyo.jp
発行人　元木　貢　(編集委員)山口力広、高塚章夫
佐々木 健
(事 務 局)田口久美

虫の声

☆日本は今、政治、経済、スポーツなどジャンルを問わず、不正・偽装・ルール違反が蔓延し、さらに凶悪な犯罪が多発して、環境破壊以前に人間社会が壊滅しかねない状況を呈しています。ＩＰＭで害虫防除をするように、悪しき人間の行為を防除する手だてはないものでしょうか。
☆次号の「標本棚」のテーマは《私と芸能》です。皆様からの投稿をお待ち申し上げます。

ギャラリー

漆工芸家／村瀬治兵衛

木地・塗りに関わりはじめて三十年がたち、私自身も半白となりました。
工芸全般に言えることかもしれませんが、漆工芸は五十年単位の仕事であると、最近つくづく感じています。
木は物言わずとも、その木目で歴史を感じることが出来ます。今年のように厳しい暑さを耐え、台風や暴風にもまれ、冬の寒さに凍え、大地に根を張って幾百年も耐え抜いた美しさを見るとき、その木を預かり制作にあたるものとして、充分に魅力を引き出せるだろうか。まだまだ試行錯誤の日々ですが、百年かけて育った木をこの先、百年以上大切につかっていただくことができればこの上ない幸せです。
どうか手にとって日本の木目を見た時、触れた時の気持ちよさ、ふわっとしたやわらかく繊細な感触を体験しにいらしてください。(ギャラリー堂島展示会挨拶より抜粋)

作者略歴
昭和三十二年　東京に生まれる
昭和五十年　東京都立芸術高等学校卒業
昭和五十五年　東京造形大学彫刻科卒業
同年より代々に渡る家業である木地師、漆師に従事　裏千家業躾　日々庵鈴木宗幹に師事
平成元年　池袋西武にて担い手三人展開催
(西岡良弘、藤田 潤、村瀬 治)
平成三年　京都嵯峨野吉兆にて父子展開催
平成五年　日本橋三越にて父子展開催
平成七年　三代目治兵衛を襲名、木地師として七代目を継ぐ　日本橋三越、ギャラリー堂島、福岡三越にて襲名展示開催
以後、ギャラリー無境、伊勢丹本店、京王百貨店など各地で個展開催

むし籠

ハクビシンと大格闘

現在、郊外の家屋ではアライグマやハクビシン等の哺乳類が、家屋の天井裏に住みついて、足音や糞などの被害がよく報告されます。最近では、都心でもそのような報告が聞かれるようになってきました。このような被害は一般家屋で起きるのが通常なのですが、なんと、ビルの屋上にハクビシンが逃げ込んだという事件がありました。
そのビルは九階建ての商業ビルで、屋上に上がってみると、深さ三メートル、広さ二メートル四方のスペースに、ハクビシンが一頭落ちて上がれない状態となっていました。
それにしてもどうやってここまで上がったのでしょう？
外の非常階段から上がったとしか考えられませんが、なんのために？
季節は十一月で冬間近。排気ダクトの温風を求めて入り込んだのでしょうか？

とにかく我々は、捕獲をしなくてはならないので、先端に付けた輪で直接引っ掛けて捕獲する棒を持って、スペースを下りようとしました。脚立を降ろして、半分まで降りると、突然牙をむいて飛び掛かってきました！
そこで、降りることを諦め、捕獲棒に別の棒を取り付け、倍の長さにし、上からハクビシンの体に輪を引っ掛ける作戦に出ました。しかし、棒が長くなった分、動きは遅く逃げられてしまいます。
ハクビシンを疲れさせようと棒で追い回しましたが、次第にこっちの方が疲れてしまいました。そこで、今度は二人掛かりで、一人は棒で追い回し、一人は輪を絞るようにしたところ、うまく体に引っかかったではありませんか！
相手も相当疲れていたようです。
無事捕獲に成功し、回収することが出来ました。しかし、捕獲開始から終了まで三時間。直接の格闘は非常に体力を消耗するものでした。

おじゃま虫 Q&A

特定外来生物に関するお問い合わせ

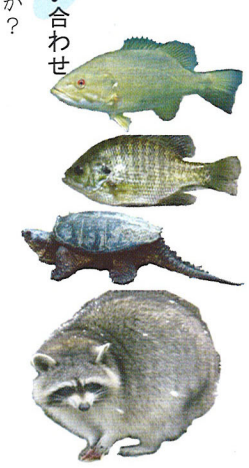

Ｑ　特定外来生物とは何ですか？
Ａ　海外起源の外来生物で、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼす恐れがあるものの中から指定されたものを言います。アライグマ等、本来その土地にいなかったのに、人間の活動と共に外国から持ち込まれ、棲みついた生き物で、人間に害を及ぼすものを指定しています。
Ｑ　どのような問題がありますか？
Ａ　アライグマによる、農作物の被害、家屋に住みついたことによる糞、足音の被害。また、ブラックバス、ブルーギルによる、水系での生態系への影響等があります。さらに、カミツキガメ等、咬まれたりすることによって、大怪我をしてしまうこともあります。
Ｑ　禁止されていることはありますか？
Ａ　飼育、保管、運搬、栽培、輸入、販売、野外へ放つ、植える、撒く、許可を受けていない者への譲渡、が禁止されており、違反した場合は、三年以下の懲役や罰金などの罰則があります。
Ｑ　被害にあったらどうすればいいのですか？
Ａ　役所等の行政や、専門業者に相談してください。捕獲や駆除が必要な場合もあります。また、安易に近づいたり、触れたりすると、刺されたり、咬みつかれたり等の怪我をする場合もありますので、自己で対応せず、行政等に相談してください。

虫めがね

「ＩＰＭ」

「総合的有害生物管理」をＩＰＭと言います。ビルの衛生管理を定めた「建築物衛生法」では、これまで「六ヵ月以内ごとに防除を行うこと」とされており、害虫がいてもいなくても定期的に薬剤散布を行うことが慣例でした。平成十四年の改正で、「六ヵ月以内ごとに調査を行い、この結果に基づき必要な措置を講ずる」こととなりました。しかしながら、調査の方法が定められていないこと、結果を判定する基準が示されていないことにより価格競争に拍車がかかってしまったようです。
そこで、厚生労働省では法律の具体的な基準として定められている「維持管理要領」を改正し、より詳細なマニュアルを出すことになりました。すでにホームページで案に対する意見募集を行い、最終案がまとめられ、この秋にも都道府県に通知される運びとなっています。
この中で、トラップなどを用いた客観的な調査法と結果に対する判定法が示されています。
すなわち、調査の結果、
①快適水準＝そのまま調査を継続して行う
②警戒水準＝このままでは問題が生じるので、侵入防止や発生防止、予防を行う
③措置水準＝人に危害がある水準でただちに駆除を行う
に区分けして、それぞれ必要な措置をとることになります。
人や環境に配慮して薬剤のみに頼ることなく、設備や構造上の改善も望まれています。
感染症や食中毒を伝播するねずみや害虫に対して社会は厳しい目を向けております。お取引先のご理解とご協力をいただき、「ＩＰＭ」を駆使して害虫による危害を未然に防ぐことが私たちの使命です。

「アペックスのIPM」とは ▶
改正された法律に基づく、有害生物の管理のあり方で、他社に先駆けた新しい商品概念です。
APEX IPM APEX